

19大安衛委-6  
2019年9月20日

統括安全衛生責任者  
元方安全衛生管理者  
安全責任者 殿  
衛生責任者

大阪本店安全衛生管理委員会

10月度「墜落・転落防止対策強化月間」について  
(全国労働衛生週間 10月1日~10月7日)

9月19日現在の大阪本店の安全成績は、災害総件数52件となり、期間管理値に達してしまいました。7月・8月に続き3ヶ月連続で期間管理値を超えてしまい、なんとかこの悪い流れを断ち切る必要があります。

とりわけ重大災害に直結する墜落・転落災害の防止には最優先で取り組む必要があります。2m以上の高所からの墜落災害は、2013年には15件発生していましたが、昨年は3件、今年は0件と大幅に減少しており、皆様方のたゆまぬ努力が成果となって現れています。

墜落災害の防止は施設依存度が高く、安全管理上最も防止が困難なヒューマンエラーの割合は小さくなります。墜落防止の基本はまず作業床、手摺、開口養生蓋を設置し、それが困難な場合は親綱を張って命綱を使用することです。これらの墜落防止施設をタイムリーに設置する為には、事前のリスクアセスメントが重要になります。事前の計画であらゆる墜落リスクを抽出し、リスク低減策を最優先に講じることで墜落災害の撲滅を図ってください。

については、10月を「墜落・転落災害防止対策強化月間」としますので、下記の事項を確実に実施し、災害防止に努めてください。

記

1. 実施期間

10月1日~10月31日

2. 月間目標

「墜落・転落災害防止対策強化月間」

3. スローガン

「事前に摘み取る 『危険の芽』 必ず使おう 安全帯」

4. 重点実施事項

- (1) 安全帯使用に関する法令を理解する。(2018年9月28日付(生本牒18-45)「労働安全衛生施行令(安全帯)の一部を改訂する政令等の対応について」)
- (2) 「安全帯未使用者ゼロを目指しての『ペナルティ一制度』による安全帯未使用者の撲滅を図る。(2016年6月1日付通牒(16西日本安牒-6)『安全帯完全使用のための「ペナルティ制度」運用の見直しについて』)

- (3) 『2016年4月8日付連絡文書(西日本安16-14)『安全帯未使用者ゼロ活動について』に基づき、安全帯の100%使用を目指す。
- (4) 「指差呼称」により墜落防止施設及び適正な安全帯の使用状況を確認する。
- (5) 「壁落防止重点10項目」の該当項目の完全実施と安全先取り施工法を採用する。その他、脚立・立馬・単独ステージ足場など低所での作業にも着目し、墜落災害発生要因を事前に抽出し、排除する。
- (6) 危険作業事前打合せの充実を図る。
- ① 危険作業事前打合せで、特に墜落防止の作業手順、作業方法、人員配置、作業施設等の安全を確認する。
  - ② 実際の作業に即したOHSMS作業手順書の作成内容の充実を図る。
  - ③ AIS(安全情報システム)を事前打合せに活用し、同種災害防止策を徹底する。
- (7) 2009年5月26日付通牒(大安牒09-13)「足場等に係る労働安全衛生規則の改正について」を徹底、遵守する。
- (8) 危険作業事前打合せ等で決められた工法、担当者、OHSMS作業手順等事前計画が変更となった場合には、再度危険作業事前打合せを開催し関係者に周知徹底を図る。
- (9) 不安全行動や近道行動等による墜落災害を防止する。
- (10) 協力会社作業主任者に墜落防止対策等の職務を徹底させる。
- ① 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除く。(型・土・足)
  - ② 器具、工具、安全帯及び保護帽の機能の点検、不良品を取り除く。(型・土・足・鉄骨・コン)
  - ③ 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視する。(足)
  - ④ 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮する。(型・土・鉄・コン)
  - ⑤ 安全帯、保護帽の使用状況を監視する。(型・土・足・鉄・コン)
- ※ 型：型枠 土：土止め 足：足場 鉄：鉄骨 コン：コンクリート造解体
- (11) 墜落のおそれのある高所危険作業の就労制限を遵守する。(2007年11月29日付通牒(大統牒07-29)「高年齢作業者等の配置基準の見直しについて」参照)
- ① 18歳未満の年少者(高さ5m以上の場所で墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務、足場の組立、解体または変更、その他業務の禁止)
  - ② 65歳以上の高年齢者(高さ2m以上の高所作業の就労禁止)
  - ③ 高、低血圧症、心臓疾患等の疾病の有所見者(危険作業事前打合せ対象作業、2m以上の墜落危険場所の作業の禁止)
  - ④ 妊娠(高さ5m以上の場所で墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務、足場の組立、解体又は変更、その他業務の禁止)
  - ⑤ RAKYボードを用いて墜落要因の抽出、リスク低減を実施
- (12) 墜落防止用安全衛生チェックリスト(安全環境部HP内「安全関連帳票」参照)を活用し特別点検を実施する。作業床、手摺、昇降設備、開口部養生、水平ネット、垂直養生ネット及び親綱等の安全施設の適正な設置と維持管理を徹底する。
- (13) ダブルフック安全帶着用を推進することにより、高所作業・親綱を設置しての作業において(2011年3月15日付通牒(西日本安牒11-2)「ダブルフック安全帶着用推進について」)、一時的にでも安全帯を使用していない時間を無くすことにより、墜落災害を防止する。

西日本品牒19-5  
2019年8月20日

支 店 長 殿  
部 門 長

品 質 部  
品 質 管 理 委 員 会

### 9月、10月度「施工計画書運用確認強化月間」について

2018年12月20日付通牒（西日本品牒18-8）『2019年度「品質管理月間目標」及び「スローガン」の設定について』に基づき、下記のとおり「品質管理月間目標」、「スローガン」及び「重点実施事項」を設定し、品質管理の徹底を図ります。

9月・10月は「施工計画書運用確認強化月間」としますので、下記事項を確実に実施し、品質の確保に努めてください。

#### 記

##### 1. 「品質管理月間目標」及び「スローガン」

月	月 間 目 標	ス ロ ー ガ ナ
9・10	施工計画書運用確認強化月間	品質を守るために、正しく実践「施工計画」！

##### 2. 重点実施事項

- (1) 作業所は、作業所NE WORKの「施工計画書・施工管理シート」ページにアクセスし、「施工計画書作成の手引」を確認した上で施工計画書を作成する。  
作成に当たっては施工計画書雛型をそのまま転用せず、作業所の特性に即した内容の管理項目、自主検査表等を記載する。
- (2) 施工計画書に記載する施工品質管理表においては、協力会社より提出された施工要領に基づき、作業所と協力会社が協議の上、具体的な施工方法及びリスクアセスメントを明記して作成する。事前に計画を徹底することで、施工段階での手戻りを防止する。
- (3) 施工段階において、「施工計画書」に記載した内容を確認し、現地、現物、現時で施工が適正に行われていることを確認する。
- (4) 「施工計画書」に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに工事監理者に報告し承認を得た上で、関係者（作業所員、関係する協力会社等）に周知する。
- (5) 内勤関連部門は、作業所巡回時に「施工計画書作成の手引き」を正しく活用した施工計画書になっているか、また、施工計画書に基づき実践しているかの確認を行う。

##### 3. 7、8月月間目標のフォローと継続について

7、8月月間目標「品質ヒューマンエラー撲滅月間」において取り組んだ活動状況のフォローを行うとともに、今後も作業所、協力会社及び内勤関連部門が一体となり、基本に戻って品質を確実に確保するよう活動を継続する。

##### 4. 問合せ先

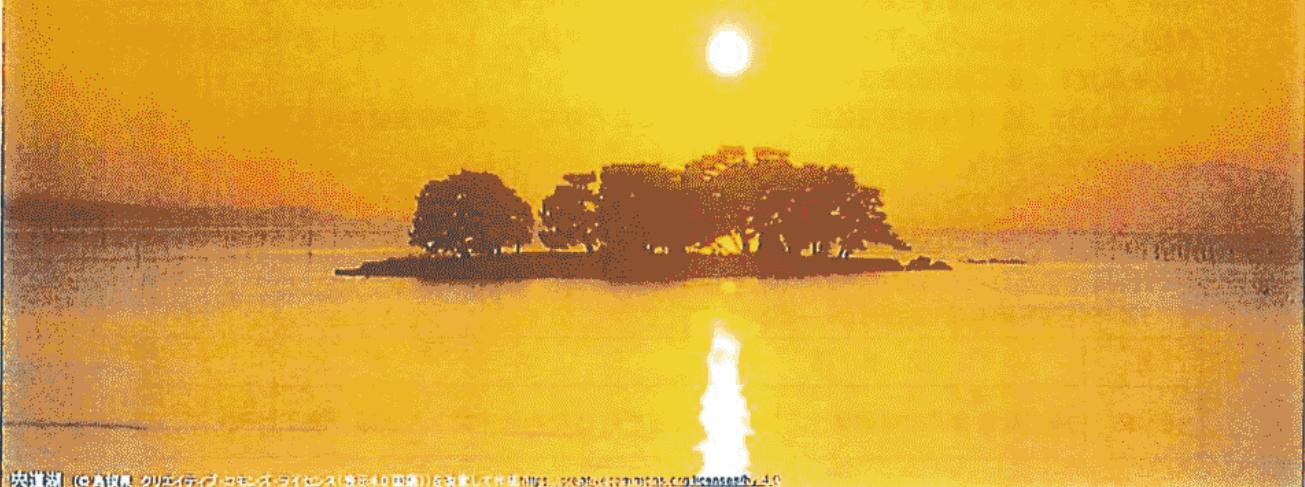
品質部 河野（内線 891-42217）  
技術部 青木（内線 891-42577）

以 上

# 9,10月 施工計画書運用確認強化月間

2019

## 品質を守るために、 正しく実践「施工計画」！



2019

9月 10月

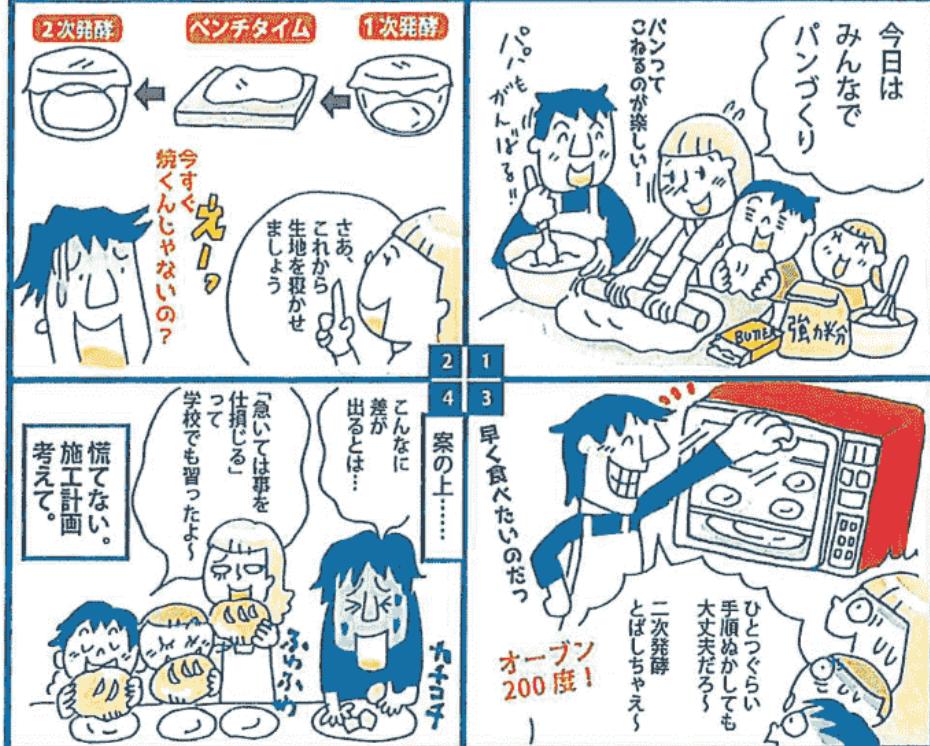
スローガン

品質を守るために、  
正しく実践「施工計画」！

### 施工計画書運用確認強化月間

作：都あきこ

Official FB <http://www.facebook.com/Miyako.Akiko.OP>



# 災害速報

部門 関西支店

部署  部  営業所

略称

工事所在地

工事名称

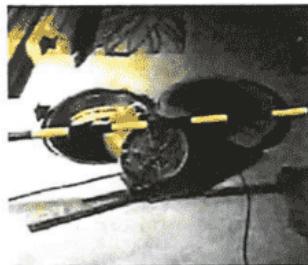
TEL: ( - - - ) Fax: ( - - - )

工期 2018/2 ~ 2020/3

請負金 億 万円

工事長

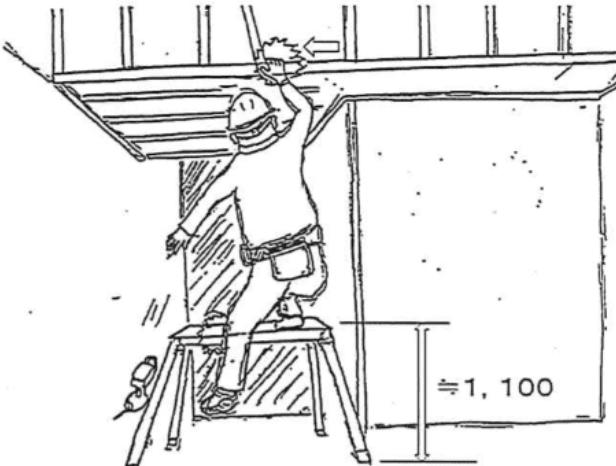
工事長

災害・事故発生状況				経験年数		
発生日時 2019年9月24日(火) <input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 2時0分頃	型枠解体工が駐車場棟tかピット(PY1~PY2間)の型枠を9名で解体、搬出を行っていた					
被災者氏名 ( ・ ・ ( 48 才)	13時50分頃 作業がまとまってきたので被災者が1Fに上がったその後順次ピット内から1Fへ上がっていった					
所属及び職種 1次業者名 兼善会 <input type="checkbox"/> 会員 <input checked="" type="checkbox"/> 非会員 災防協 <input checked="" type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入 互助会 <input checked="" type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入	14時00分頃 PY2~PY3間の地下ピットの中で倒れているのを発見 解体工の作業主任者が救急車を要請 14時12分 解体工→清水建設に第一報 14時20分頃 救急車、消防隊、警察が到着→救助開始 14時30分頃 レスキュー隊がピットから引き上げ救急車で搬送 16時00分頃 労働基準監督署到着			被災者所属グループの人数を記入 9名 家族構成など (独身) 4兄弟 長男、被災者(次男) 長女、三男		
雇用業者名 ( 3 次)						
職種( 型枠解体工 )						
受傷部位 検証中	発注者	JV状況	その他の記事	病院名		
工程進捗状況				TEL		
現在の主工事 駐車場棟躯体工事 全体工事進捗 - 71 %	会長	社長	副社長	本部長	安全環境本部 ( 月 日)	部署印座

## 災害事例・再発防止情報

タイトル	立馬上で軽鉄下がり壁下地施工中、右手指の屈筋腱断裂		
災害発生日	2019年8月20日(火) 14時35分 天候(晴)		
災害属性	被災程度 被災者属性	休業4日以上 労働者	災害種別 業務(通常)
被災者	職種 経験年数	内装工 4年	年齢 就労日数 24歳 1日
災害情報	型別 被災工程 死傷病部位	切れ、こすれ 仕上工事 手指一肩	起因別 立脚足場、可搬式作業台・立馬
工事情報	工事種別 工事区分 建物種別	新築 請負工事 劇場 / ホテル	受注形態 施工区分 当社元請 単独
1次協力会社	被災者系列 安衛協	3次会社 加入	竹和会 互助事業 会員 加入
発生状況	いつどこで 誰が誰と 何をしていた時 どうなったか	午後・14時35分頃・ホテル棟 6階で 被災者が、合番者と 立馬上で軽鉄下がり壁下地をビス留め作業をしていたとき バランスを崩した際、突作に軽量鉄骨を右手でつかみ裂傷した	
発生要因	1 ビス止めに使用していた充電式インパクトドライバーが腰道具に正しく収まっていたなかったため、作業中の動作で落下した。 2 バランスを崩して咄嗟につかんだ物は鋭利な軽量鉄骨（ランナー）であった。鋭利な軽量鉄骨を扱う作業で、切創防止機能の保護手袋を使用していなかった。 3 作業場所が狭く、天台が狭い小型の立馬で作業していたため、バランスを崩した際に足を踏み落としてしまった。	再発防止策	1 腰道具から外れないようにカラビナに通す、落下防止ワイヤーを取り付ける。作業に必要ない場合は腰道具から外して作業する。 2 切創防止機能と作業性を確認し、適正な切創防止保護手袋を着用する。 3 作業場所に合った立馬、天台を現地KYで確認し、無理な作業姿勢、作業動作に支障ないことを確認する。

災害発生状況図



バランスを崩し立ち馬を踏み外した時  
咄嗟に掴まつた軽鉄で右手指の屈筋腱断裂

タイトル	ロリップを渡そうとして体勢を崩しSUS樋で右手指切創			大阪 地区
災害発生日時	2019年9月3日(土)11時00分頃[晴]			
職種	その他	年齢	30歳	
経験年数	1年9ヶ月	就労日数	13日	
負傷部位	手指一肩	起因物	その他の起因物	
型別	切れ、こすれ	負傷程度	右示指裂傷、右中指裂傷、右環指裂傷	
属性	労働者	起因工事	その他工事(その他)	
所属会社	-			
工事概要	改修	施工区分	-	
	建物種別	運動遊戯施設	工期	19/5/21-19/9/30
	階数	B1 F2 P0	構造	S/RC
発生状況	<p>被災者は、午前11時00分頃北西部屋上スラブにて作業管理の写真撮影中に、目の前のテント上作業員が親綱ロリップを使用していなかったので注意を促し、被災者の手元にあったロリップをスライドさせて作業員に渡そうとした。被災者は、早く渡そうと思いテント屋根軒先部のトラス部材(丸鋼)に右足を掛け手渡しして戻る時に、左足が滑りスラブ段差(高さ50cm)から転落しそうになった為、咄嗟に右手でテント屋根軒先SUS樋を掴んでしまい、右手の人差指・中指・薬指の第一関節付近を切創した。被災者は、病院にタクシーで搬送され、診察の結果右示指裂傷・右中指裂傷・右環指裂傷と診断された。</p>			
災害形成要因(問題点)			再発防止対策	
1	被災者は経験が浅くロリップを渡す事に気を取られ、安全に手渡す設備を設置せず、丸鋼に足を掛けた不安定な体勢を取った。		資材を受け渡す行為で、ある程度の高低差がある場合には、資材を確実に手渡せる設備を設けて行う。	
2	不安全行動を発見した際、声掛けで注意喚起を促した後に、作業員に適切な指示・指導を行う事を怠り、近くにあったロリップを直接作業員に手渡そうとした。		作業員の不安全行動等を発見した場合は、注意喚起を行うと共に作業員本人による是正を促す。また、自らも危険個所や不安全行動にならない様、是正の為に安全設備を設置して手渡す。	
3	屋外改修工事で、製作金物等が多用されている場所での作業にも関わらず、保護手袋を着用していないかった。		製作金物や金属等に触れる可能性がある場所での業務は、保護手袋を着用する。	
4				

# 第70回 全国労働衛生週間

令和元年10月1日(火)～7日(月) [準備期間:9月1日～30日]

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で70回目になります。各職場においては下記のような様々な取組を展開し、誰もが安心して健康に働く職場づくりへのご協力をお願いします。

（スローガン）

## 健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

### 全国労働衛生週間（10月1日～7日）

#### に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

### 準備期間（9月1日～30日）

#### に実施する事項

重点事項 ※ 詳細は下表をご覧ください

- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 労働者の心身の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- 受動喫煙防止対策に関する事項
- 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- その他の重点事項

### 準備期間に実施する事項（1. 重点事項）（抜粋）

過重労働による健康障害防止	①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの設定の改善によるワーク・ライフ・バランスの推進 ②事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明 ③改正労働安全衛生法（平成31年4月1日施行）に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導などの実施の徹底 ④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底ほか
メンタルヘルス対策	①事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明 ②衛生委員会などの調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価および改善 ③4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフなどによるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供 ④労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ⑤ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析およびこれを活用した職場環境改善の取組ほか
化学物質による健康障害防止対策	①製造者・流通業者が化学物質を含む製剤などを出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認 ②SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ③ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進ほか
石綿による健康障害防止対策	①吹付石綿などが損傷、劣化し、労働者が石綿などにばく露するおそれがある建築物などにおける吹付石綿、保温材などの除去、封じ込めなどの徹底（貸与建築物などの場合において貸与者などに措置の実施を確認し、または求めることを含む。） ②石綿にばく露するおそれがある建築物などにおいて労働者を設備の点検、補修などの作業などで臨時に就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止ほか
受動喫煙防止対策	①「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく必要な対策の実施 ②支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る測定機器の貸出し、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の効果的な活用
治療と仕事の両立支援	①事業者による基本方針などの表明と労働者への周知 ②研修などによる両立支援に関する意識啓発 ③相談窓口などの明確化 ④両立支援に適用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ⑤治療と仕事の両立を支援するための制度導入などに関する助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
その他	①職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 ②「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底 ③事務所や作業場における清潔保持

2. 労働衛生3管理の推進など

3. 作業の特性に応じた事項

4. 東日本大震災及び平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 労働衛生保護具

(呼吸用保護具、保護具手袋、保護メガネ)

化学物質が体内に侵入し健康障害を起こすルートとしては、①呼吸を介する吸入によるばく露と、②皮膚や眼を介する経皮吸収によるばく露があります。

- ① 吸入によるばく露防護ための保護具  
→ 呼吸用保護具（防毒マスク、防じんマスク）
- ② 経皮吸収曝露防護ための保護具（コントロール・パンディングでリスクレベルSの物質を取り扱うとき等）  
→ 化学防護手袋、化学防護服、保護メガネ

### 適切な呼吸用保護具を選定しましょう

- SDSを確認し、危険有害性を確認しましょう。
- 物質の種類や濃度に適したものを使用しましょう。
  - ・ガス、蒸気状物質 → 防毒マスク
  - ・粒子状物質 → 防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具

### 1. 1 呼吸用保護具（防毒マスク）



防毒マスク（半面型）



防毒マスク（全面型）

### 1. 2 呼吸用保護具（防じんマスク）



防じんマスク（使い捨て式）



### 防じんマスクは自分の顔に密着し、安定しているものを使用しましょう

- 吸入時には、マスク内が陰圧（マイナス圧）になり、顔面と面体との接触面から漏れが生じやすいため、マスク面体と顔との間に隙間がなく、顔に合うものを選定するようにしましょう。
- マスク面体と顔との間に隙間がなく、顔に合うものを選定するようにしましょう。
- 吸気弁、面体、排気弁、しめひもなどに破損、き裂、変形などがないことを確認しましょう。
- 防じんマスクと顔面との間にメリヤスカバーやタオル等を当てないようにしましょう。
- 使い捨て式防じんマスクは、取扱説明書に記載の使用限度時間の範囲内で使用するようにしましょう。

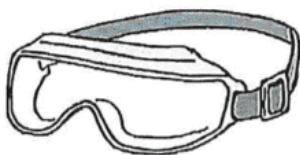
## 2. 保護手袋（化学防護手袋）

SDSを確認し、「8. ばく露防止及び保護措置」で「皮膚」「Skin」の記載のあるものは、皮膚に影響を与えたり、皮膚から吸収（ばく露）されて健康障害を起こしたりする可能性のある化学物質です。使用的な化学物質に対して、劣化しにくく（耐劣化性）、透過しにくい（耐透過性）の保護手袋を使用する必要があります。

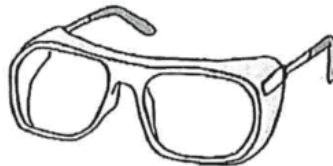


## 3. 保護メガネ等

化学物質・薬品を扱う実験や作業において、刺激性などの薬品が目に入ると、失明などの重篤な障害が発生するおそれがあります。



ゴーグル型



スペクタル型



顔面保護具

有機溶剤等使用の注意事項	
一 有機溶剤の人体に及ぼす作用 主な症状	有機溶剤の人体に及ぼす作用 主な症状
(1)頭痛 (2)めまい (3)貧血 (4)肝臓障害	(1)頭痛 (2)めまい (3)貧血 (4)肝臓障害
二 有機溶剤等の取り扱い上の 注意事項	二 有機溶剤等の取り扱い上の 注意事項
(1)有機溶剤を入れた容器で使用 中でないものには、必ずふた をする。	(1)有機溶剤を入れた容器で使用 中でないものには、必ずふた をする。
(2)当口の作業に直接必要のある 風以外の有機溶剤等を作業場 内へ持ち込まないこと。	(2)当口の作業に直接必要のある 風以外の有機溶剤等を作業場 内へ持ち込まないこと。
(3)できるだけ風上で作業を行い、 有機溶剤の蒸気の吸入をさけ ること。	(3)できるだけ風上で作業を行い、 有機溶剤の蒸気の吸入をさけ ること。

有機溶剤 作業主任者の職務	第一種有機溶剤等	第二種有機溶剤等	第三種有機溶剤等	第三種有機溶剤等	有機溶剤等の作業心得
1. 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸い込むよう、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。 2. 消防器具類、ブリッケンルーム器具類又は全体被覆器具を1月を経てしない期間ごとに点検すること。 3. 保管庫の使用状況を監視すること。 4. シンクの内部において有機溶剤器具に労働者が使用するときは、第26条各項に定める基準が満たされていることを確認すること。	六 必要な健康診断を受けること。 五 有機溶剤によるゆがみが発生した場合の風の吹き方について、迷った場合は、必ず専門家に相談すること。 四 有機溶剤等が皮膚に付いた場合は、直ちに水洗すること。 三 飲んで作業を行つこと。 二 使つていいない有機溶剤等を入れた容器には、直ちに水洗すること。	一 有機溶剤の人体に及ぼす作用 主な症状			